



# スイスと欧州

# 4

4.1	貿易と直接投資.....	53
4.2	政治面・経済面の協力.....	53
4.3	通貨ユーロ.....	57

文化的、地理的に見てスイスは欧州の中心に位置します。スイスは欧州連合(EU)の加盟国ではありませんが、欧州の近隣諸国とは経済的、政治的に緊密な関係にあります。揺るぎない二国間協定と、動的な欧州の政策が、深い政治的協力関係と多くの経済的統合の基盤となっており、スイスの経済、金融センターだけでなくEUにも恩恵をもたらしています。

#### 4.1 貿易と直接投資

スイスと欧州各国は経済的に緊密な関係にあります。EUはスイスの輸出の54%、輸入の72%を占めており(2015年時点)、群を抜いて重要な貿易相手です。2015年には、スイスはEUにとって輸出で米国と中国に次ぐ第3位(輸出全体の8.4%)、輸入で第4位(輸入全体の5.9%)の相手国です。スイスの対EU直接投資の資本ストックは、2014年末の時点で4,610億スイスフランに達しています。これは、スイスの対外直接投資の総資本ストックの44%にあたります。

農産物と食品を除き、スイスとEU加盟国は完全な自由貿易の関係にあります。EUおよびEFTAに加盟する32か国(スイスはアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーと共にEFTAに加盟)のいずれかの国が発行した原産地証明書があれば、数量割当も関税も適用されずに物品を流通させることができます。

[www.ec.europa.eu/eurostat](http://www.ec.europa.eu/eurostat)  
ユーロスタット(EU統計局)  
言語: ドイツ語、英語、フランス語

#### 4.2 政治面・経済面の協力

外国企業のスイス子会社を含め、多くのスイス企業にとって欧州市場は非常に重要です。市場自由化のための様々な協定により、スイスはEU加盟国とほぼ同等に欧州共同市場にアクセスできるようになっています。これらの協定により、スイス企業はおよそ5億人の消費者を擁する市場を開拓しやすくなったのです。また、これらの協定がEUの新規加盟国に拡大されたことで、スイスは成長著しい東欧市場にも進出が可能になりました。

スイスとEUの二国間協定は拡大されてきました。1972年の自由貿易協定と1999年の第1次二国間協定により、様々な市場参入障壁は撤廃されました。第1次二国間協定で調印された項目は、貿易面での技術的障壁の問題、公共調達、人の自由な移動、農業問題、研究、陸上輸送、航空輸送です。さらに広範囲に及ぶ2004年の第2次二国間協定には、経済面での追加の優遇措置、他の政治的分野での国境を超えた協力体制が盛り込まれています。次節以降では、最も重要な協定およびその意義について説明します。

[www.europa.admin.ch](http://www.europa.admin.ch)  
連邦の欧州の側面  
言語: ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語

#### 4.2.1 人の自由な移動

スイス-EU間における人の自由な移動に関する合意(FZA)により、EU諸国内で適用されている人の自由な移動に関する基本的なルールがスイス-EU間でも徐々に広まってきました。EUの新規加盟国についても9-12年以内に同様のルールが適用されるようになります。スイスおよびEU加盟国の国民は、締約国の領域内において自由に就労と居住の場所を選択する権利があります。有効な雇用契約書を有するか、自営業者であるか、または、就労が困難な人の場合には十分な資産があり総合医療保険に加入していることが必要条件です。また、当該合意では個人のサービス提供を、暦年1年につき90日までは自由に行うことを認めているため、サービス提供者は、最長90日まで受入国で就労することができます。人の自由な移動は、職業に関する学位の相互承認および国民社会保険制度の協調によっても支えられています。FZAのおかげで、スイス企業は国内で不足している分野の人材をEU諸国から採用できるだけでなく、人材養成のチャンスも活用できるのです。これは、労働市場の効率を高め、より高い専門能力を持った労働力を獲得することにつながります。人の自由な移動は当然のことながら逆方向の移動にも適用されます。スイス国民もEU域内で自由に就労し、居住できます。現在、外国に住むスイス人の約60%にあたる約46万人がEU諸国に住んでいます。

協定には移行期間が設定されます。移行期間中はスイス国民を優先することや賃金・雇用条件の事前調査などの移民制限措置が維持され、滞在許可の付与数も制限されます(割当制)。割当規定の失効後、望まれないレベルの大量の移民流入が確認された場合には、協定の保護条項に基づき、滞在許可の数を一次的に制限することが許されています。移行協定では、労働市場に対しては徐々にその門戸を広げることを保証し、更に一方で付随する賃金や社会福祉におけるダンピングなどへの措置が講じられます。

- 2007年7月1日以来、キプロスとマルタを含む「当時」のEU加盟国(EU-17)の国民およびEFTA加盟国の国民は域内移動の自由を享受しています。同様に、2011年5月1日以来、EU-8加盟国の国民にも域内移動の自由が認められ、2016年6月1日にはブルガリアとルーマニア国民がそれに加わりました。
- 2013年にEUに加盟したクロアチアには、第三国に対する割当てにかかわらず特別な割当数が適用されます。しかしながら、スイスとEUは、既存の保護条項の共通解釈に関して、友好的な解決策を模索することに同意しています。

EU/EFTA加盟国の市民の滞在および就業に関するその他の詳細は6.4.2を参照してください。

[www.swissemigration.ch](http://www.swissemigration.ch) > Emigrating > Working abroad > Mobility in Europe

欧州における労働移動  
言語: ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語

#### 移民規制強化を求めるイニシアチブ(国民発議)に関する情報

2014年2月9日、スイスの有権者は「移民規制強化を求めるイニシアチブ(国民発議)」を可決しました。これにより、スイス国民は、EU/EFTAによる人の自由な移動に反対すると同時に、スイスの移住政策における制度変更に賛成を表明したことになります。改定された憲法の文言は連邦参事会と議会に対し、すべての外国人を対象に受け入れ数の制限と割当制を柱とした、新たな在留許可制度を3年以内に導入することを義務付けています。

連邦参事会は、改定された移民受け入れに関する憲法規定を実現するための作業にすぐに着手しました。早くも2014年6月20日には、移民受け入れ条項の実現に向けたコンセプトが発表されました。2016年3月4日、連邦参事会は、憲法規定を実現するための複数の法案を議会に対して可決しました。

施行法が発効されるまでは、スイスとEU/EFTA加盟国間の人の自由な移動は引き続き適用されます。この国民発議は第三国の国民には適用されません。これらの人々にはこれまでと同様のルールが適用されます。

[www.sem.admin.ch](http://www.sem.admin.ch) > Entry & Residence > Free Movement of Persons Switzerland – EU/EFTA and [www.ejpd.admin.ch](http://www.ejpd.admin.ch) > Topics > Migration > Implementation of the new constitutional provisions on migration

人の移動の自由に関する最新の情報

#### 4.2.2 シェンゲン協定

シェンゲン協定により、協定加盟国間の国境(シェンゲン域内の国境)での身元確認が撤廃され、旅行しやすくなりました。同時に、犯罪に対する司法、警察の国際連携も対策が幅広く強化されてきています。協定には安全保障措置として、シェンゲン域外との国境管理の厳格化、欧州捜査システム(SIS)などを通じた国境を越えた警察の連携強化、司法当局間の協力体制の効率化などが含まれています。シェンゲン・ビザ(査証)はスイスにも有効になりますので、インド、中国、ロシア、その他ビザを要する国からの旅行者については、欧州旅行中にスイスに短期滞在する場合、スイスのビザを取得する必要がなくなりました。これを受け、休暇中の旅行先としてスイスの魅力は増えています。

#### 4.2.3 貿易に関する技術的障害の撤廃

ほとんどの産業製品に関しては、検査、証明、製品認可等の適合性評価は相互に承認されます。EU加盟国へ輸出する際の再証明は必要なく、EUが公認するスイスの試験機関による製品検査で十分であるため、スイスとEUのそれぞれが要求する事項に基づいた二重検査は撤廃されました。EUとスイスの規制が異なり、2種類の適合証明書が今なお要求される分野でも、スイスの評価機関の証明書を発行することができます。これにより行政手続きが簡素化され、コストも下がり、輸出産業の競争力が強化されます。

#### 4.2.4 研究

スイスの研究機関、大学、企業および個人は、2004年以降、二国間協定に基づきEUの研究機関と同等のパートナーとして、EUの研究フレームワークプログラム(FRP)に参加しています。

第8次FRP――ホライズン2020という一連のプログラム――についても、EUとの協定が交渉によって定められることになっています。2014年2月9日にスイスで大量移民反対の国民投票が可決された結果として、当該の交渉は差し当たり中断されています。したがってスイスは現在、ホライズン2020の第三国のステータスを有しています。連邦参事会の意向としては、2017年以降スイスがホライズン2020の完全なメンバーになることを望んでいます。ただし、スイスの研究者はすでに、一部の例外を除いてこのフレームワークプログラムの助成制度に参加し、プロジェクトの申請を行うことができます。

[www.euresearch.ch](http://www.euresearch.ch) > Swiss Participation in Horizon 2020

ホライズン2020におけるスイスのステータスに関する最新情報  
言語: 英語

こうした状況によって、スイスの研究支援体制が脅かされているわけではありません。スイス国立科学財団(SNF)の「テンポラリー・バックアップ・スキーム」は、欧州研究会議(ERC)の助成制度に代わる暫定的な助成措置を実施しています。連邦審議会は、スイスの研究者たちが再びEUのフレームワークプログラムに参加できるようにすることを目指しています。

#### 4.2.5 鉄道、道路、航空交通

スイス-EU二国間協定には、道路と鉄道による旅客輸送と貨物輸送を相互に開放することが定められています。同時に、「汚染者負担」の原則に基づく課徴金が導入されました。EU域内の陸上輸送網に接続できるようになることで、鉄道の競争力が高まり、スイスの運送会社にとっては新しい市場への参入の機会が開かれています。スイスの航空会社は相互主義に基づき欧州の自由化された航空輸送市場にアクセスでき、欧州諸国の競合他社とほぼ同等の条件での運航が認められています。

スイスの空港内とスイスから離発着する機内での免税販売は、これまで通り行われます。

#### 4.2.6 公共調達

1994年4月15日の世界貿易機関の加盟45カ国間における包括的なWTO多国間政府協定(GPA)に基づき、特定の顧客から一定の金額(限界価格と呼びます)以上の物品・サービスの調達及び建設プロジェクトに関する提案を求められた場合、その国際的な要求自体は公共調達の透明性と参入企業競争を促すよう行われていなければなりません。GPAに基づき、WTOルールの適用範囲は拡大されてきました。現在は、市町村による調達、鉄道輸送、ガス・水道部門における官民発注者による調達、飲用水や電力供給、都市交通、空港、河川・海上運送などの分野で当局から認められた特権や独占権に基づき営業している民間企業による調達にも適用されます。

また、競争の存在が証明できる場合、当該部門において調達または契約の適用範囲から除外することができることになっています。この規定に従い、遠距離通信部門は2002年に適用範囲から除外されました。

発注のルールは次の3つの原則に従います。

- 全供給者を等しく扱うこと(無差別)
- プロセスの透明性
- 入札および発注過程における決定に対して不服を申し立てる権利(閾値を上回るものが対象)。

パブリック・セクターとその関連会社は、WTOの規則に則り、一定の限界価格を超える調達や注文に対して競争入札を行う義務があります。原則として、提供される品物またはサービスの価値が同程度である限りは、最低価格あるいはベストバリューを提示した業者が選ばれます。ただし、選考にあたっては納期やサービスの質、または環境適合性なども考慮されます。顧客側は、地域やセクター全体の賃金や労働条件の順守を目的に条件をつけることもできます。連邦およびカントンによる競争入札案件は、電子情報システムにおいて提供されます。EUとスイスの公的支出の大きさを考えると、このように調達市場の開放が進むことにより、輸出産業(機械製造など)やサービス部門(設計事務所・建築事務所など)にとって、事業拡大の機会が生まれます。それに加え、競争により入札業者の間の低価格化を促進し、それにより、公的発注者にとっても費用節減につながります。

[www.europa.admin.ch](http://www.europa.admin.ch) > Topics > Bilateral agreements > Public procurement markets

スイスの公的調達分野  
言語: ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語

[www.simap.ch](http://www.simap.ch)

公的発注者と入札業者の間の情報交換プラットフォーム  
言語: ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語

#### 4.2.7 農産物の輸出入

農産加工製品に関する協定では、食品産業の製品(チョコレート、クッキー、パスタなど)の貿易について定めています。EUはスイスの貿易に対して輸出入関税を課していません。それに対応してスイスは輸出入関税を低減しました。砂糖および砂糖以外の農業政策に関連のない基礎食品を含む製品には、自由貿易が適用されます。技術的な規定の簡略化は消費者の利益となり、高品質農産物の輸出の機会を増大させます。現在、農産物・食品市場の完全開放を目指す農産物・食品分野の包括協定が交渉中です。この協定が締結されれば、貿易に対する関税障壁(関税、輸入割当など)および非関税障壁(各種製品規制や輸入要件など)は撤廃されます。解放により、農業は大きな課題に直面します。確実に新たな市場機会が得られ、新しい市場状況の中で当該セクターがサポートされるためには、自由貿易を徐々に浸透させ、付随手段をとらなければなりません。

#### 4.2.8 利子所得課税

EUとの貯蓄課税協定のもと、スイスは個人に対する国境を越えた利子の支払いに関し、EUの制度を支持しています。スイスの銀行は、EUの定める35%課税の対象となる人がスイス国内において利子を得た場合、その利子収入に対し税保有システム(スイスの源泉税に類似の措置)を適用します。税の保有措置を講じることで、スイスに移動することでEUの利子課税システムから逃げることを不可能にすると同時に、スイスの法規と銀行秘密が保証されるのです。スイスに本社がある系列会社ならびにEU加盟国にある子会社は、配当金、利子、ライセンス料について源泉税を支払う必要はありません。このことはビジネス拠点としてのスイスの魅力を高めています。

2015年5月、スイスとEUは税金に関する自動情報交換制度の導入に合意しました。新たな世界標準により、利子課税協定は2017/2018年以降失効となります。

[www.efd.admin.ch](http://www.efd.admin.ch) > Topics > Taxes > Taxation of savings agreement

利子課税に関する最新情報

言語: ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語

#### 4.3 通貨ユーロ

スイスの公式通貨はスイスフランですが、ほぼすべてのホテルや商店でユーロでの支払いが可能です。スイスの銀行ではユーロ建て口座を開設することができ、ほとんどのATMでユーロの現金を引き出すことができます。スイスの金融センターでは、すべての銀行取引をユーロで行えるようになっています。公衆電話でもユーロを使用することができます。スイスは欧州経済通貨同盟の中心に位置し、EUが最大の貿易相手であることから、ユーロは極めて重要な通貨です。このことは、観光業と輸出入に関わる企業に特に当てはまります。